



愛知労働局発表
平成 29 年 8 月 24 日 (木)

【照会先】
愛知労働局労働基準部監督課
監督課長 橋本 泰明
統括特別司法監督官 藤原 隆
電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

外国人技能実習生の受け入れ事業場に対する 平成 28 年の監督指導、送検等の状況について

～ 70.7%の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局（局長 木暮康二）は、県内の 14 労働基準監督署（支署）が平成 28 年に技能実習生の受け入れ事業場に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、受け入れ事業場に対し監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、重大・悪質な事案については、捜査を行い、検察庁へ送検を行うなど厳正な態度で臨んでいます。

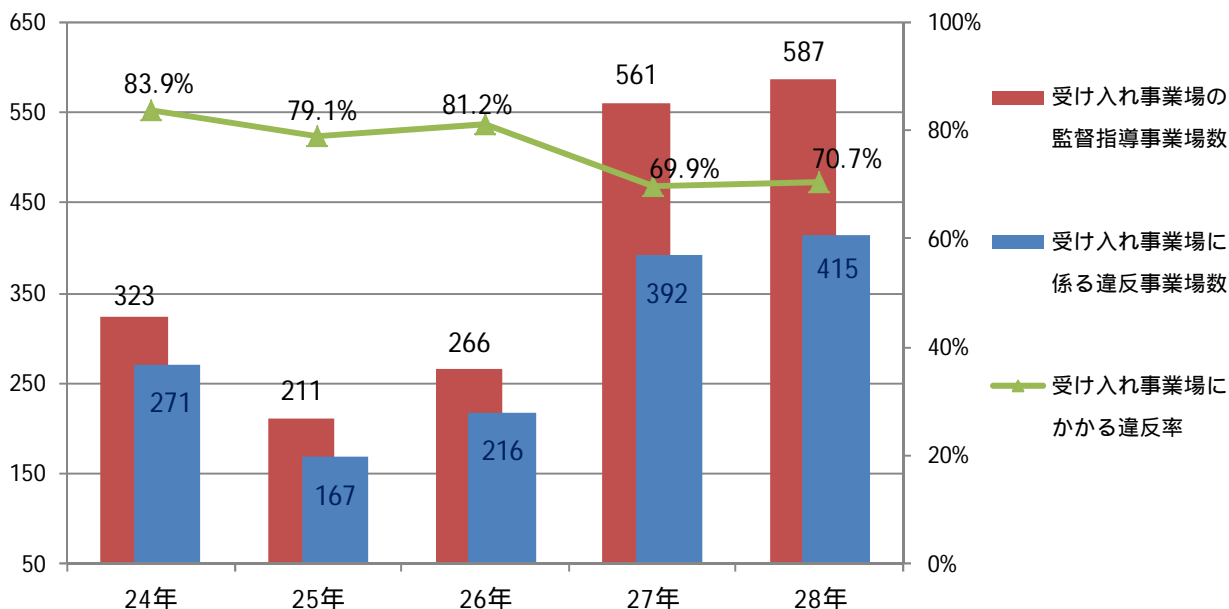
平成 28 年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した受け入れ事業場：587 事業場（全国 5,672 事業場のうちの 10.3%）
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：415 事業場（70.7%）
- 主な違反事項： 違法な時間外労働等、労働時間関係（163 件、27.8%）、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（101 件、17.2%）、時間外・休日労働等に対する割増賃金（84 件、14.3%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検したもの：5 件（全国 40 件のうちの 12.5%）

（詳細は次頁）

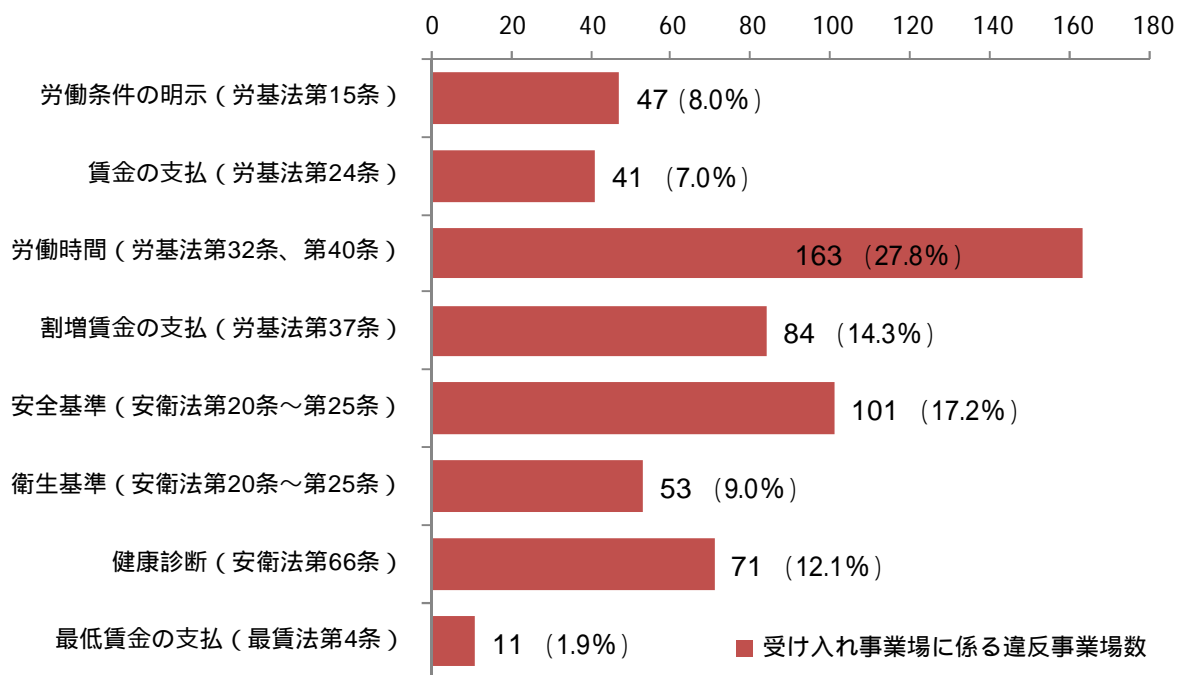
1 監督指導状況

(1) 監督指導事業場数、違反事業場数とも、いずれも過去5年間で最も多い件数であった。



受け入れ事業場に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

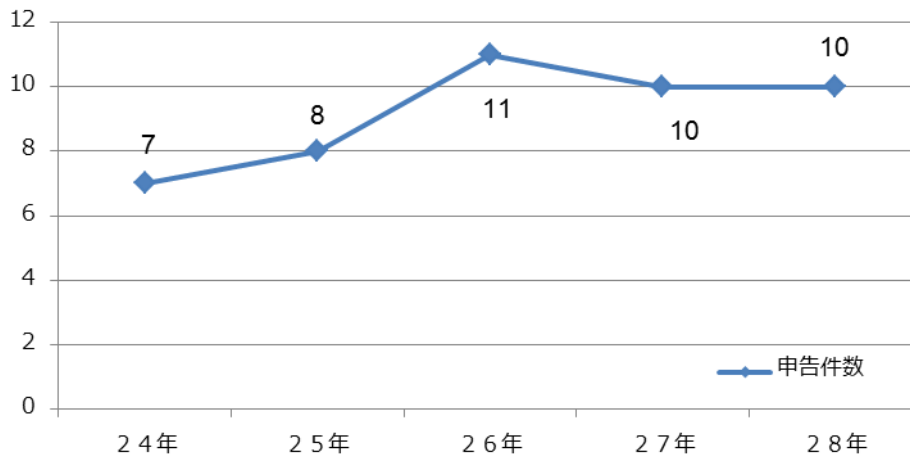
(2) 主な違反内容のうち、労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、割増賃金の支払（法定の割増率で計算した時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったもの等）の順で多かった。



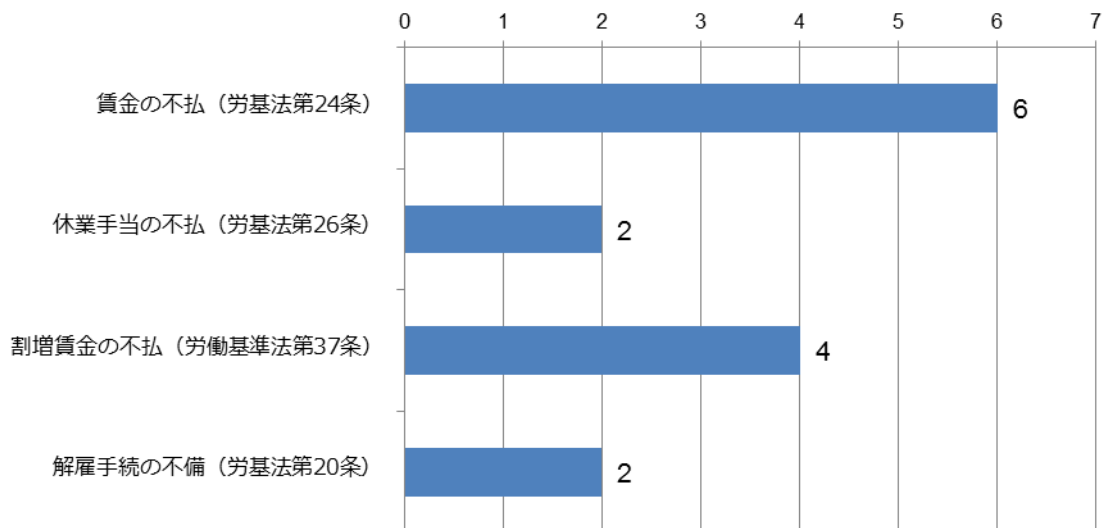
<注> 最低賃金の支払（最賃法第4条）の違反については、約定賃金額が地域最低賃金額未満の場合に限る。

2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は10件であった。



(2) 主な申告内容は、賃金の不払(6件)、割増賃金の不払(4件)の順に多かった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

【申告事例】(製造業) 長時間労働、罰金徴収していた事例

【概要】

外国人技能実習生10名から、労働基準監督署に対し、毎月100時間超の残業をしていたのに割増賃金が一部しか支払われない、タイムカードを押し忘れた場合に罰金を徴収されている、との申告があったもの。

【調査結果】

外国人技能実習生に月100時間を超える時間外労働を行わせていたが、36協定の特別条項で定める延長時間(月70時間)を超えたことを理由に、36協定で定める限度時間(月45時間)分の割増賃金を毎月支払い、時間外労働の残りの時間分の割増賃金を6月と12月の賞与として支払っていた。

外国人技能実習生がタイムカードの打刻を忘れることが多く、これを改善させるためとして、1回あたり千円の罰金を賃金から控除していた。

【指導事項】

割増賃金を所定支払日に全額支払っていなかったことから、労働基準法第37条(割増賃金の支払)違反を是正勧告。

36協定の特別条項で定める延長時間を超えていたことから、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告。併せて、特別条項付き36協定の適切な運用、時間外労働の削減及び過重労働による健康障害防止についても指導。

賃金から違法に罰金を控除していたことから、労働基準法第24条(賃金の支払)違反を是正勧告。併せて、これまでに徴収した罰金全額を技能実習生に返還するよう指導。

【指導の結果】

技能実習生全員に対し、36協定の制度及び内容を十分に説明し、理解を図るとともに、業務の平準化を図る等の取組を行った結果、時間外労働時間数は36協定の特別条項で定める延長時間以内に減少した。

技能実習生全員に対し、不払いとなっていた割増賃金が全額支払われた。

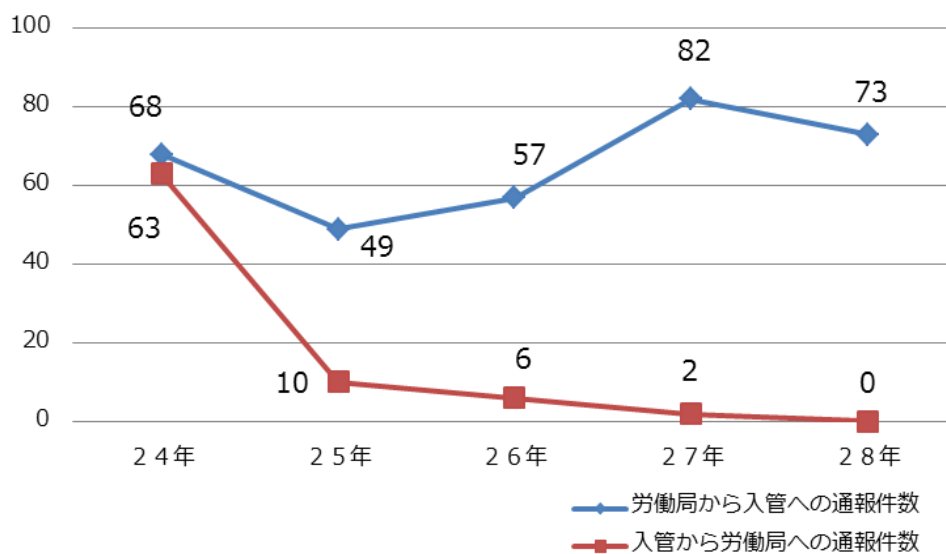
罰金についても、徴収した全額が技能実習生に返金された。

3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。

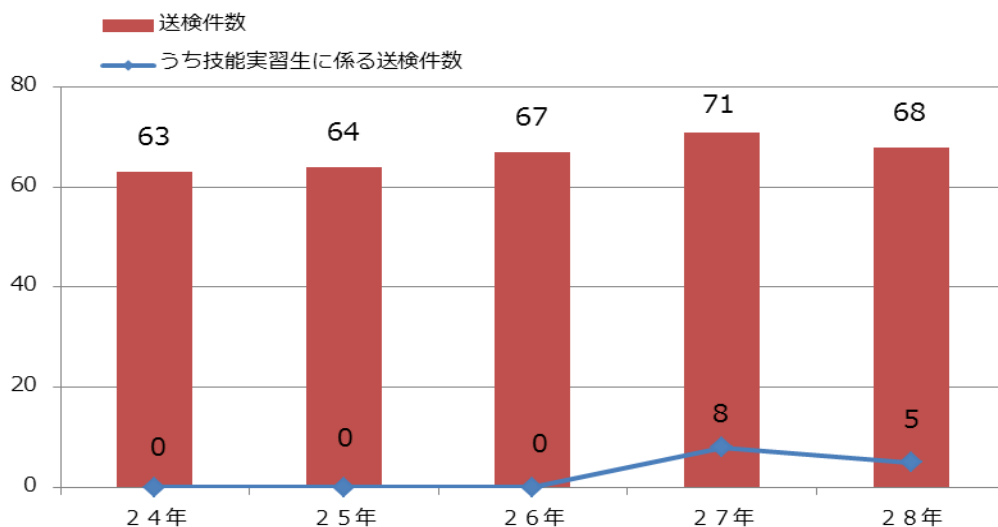
技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報した件数は73件であった。

出入国管理機関に通報した違反内容のうち、賃金の支払（賃金控除協定なく賃金から家賃などを控除していたもの等）や労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）のものが多かった。



4 司法処分状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反容疑で送検した5件のうち、違法な長時間労働等、労働基準法第32条違反容疑で送検したものは4件であった。



【送検事例】(製造業) 長時間労働、賃金不払の事例

【概要】

プラスチック成型加工を営む会社の役員が、技能実習生15名に対し、36協定で定める限度時間を超えて、1か月あたり最長112時間の違法な時間外労働を行わせ、かつ賃金の一部約360万円を支払わなかったもの。また、同役員は、労働基準監督署の臨検監督を受けた際、虚偽の内容を記載したタイムカードと賃金台帳を提出したものの。

これに関し、監理団体の指導員は、監理団体として会社が関係法規に違反しないよう指導する立場にあったにもかかわらず、当該虚偽の賃金台帳の作成について指南し、犯行を幫助(ほうじょ)したものの。

【被疑事実】

受け入れ事業場(法人)及び事業主

賃金を全額支払わなかったこと。

労働基準法第24条(賃金の不払)違反

36協定の限度を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

労働基準法第32条(労働時間)違反

虚偽の賃金台帳を労働基準監督署に提出したこと

労働基準法第101条(労働基準監督官の権限)違反

監理団体の指導員

虚偽の賃金台帳を労働基準監督署に提出したこと(幫助)

労働基準法第101条(労働基準監督官の権限)違反

外国人技能実習制度における監理団体とは、外国人技能実習生の受入団体であり、技能実習を実施する企業等において、当該実習生の技能実習が適正に実施されているか確認し指導する責務を負っている。